

注射用カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ

当院の倫理審査委員会で、下記の医療が承認されました。審査の結果に基づき、下記の治療法については、必要時に速やかに治療を実施することができるよう、病院ホームページにて情報を公開することとしております。なお、本件について拒否される場合やご質問がある場合は、入院時に主治医まで直接ご連絡ください。

- 医療の内容：注射用カリウム製剤の適応外使用による低カリウム血症の補正
- 対象者：心臓血管外科・循環器内科にてICU・CCU入室中の、添付文書上の用法容量を遵守することが困難な低カリウム血症患者
- 対象期間：永続的に使用
- 目的・概要：心臓血管術後や心不全の治療中に血清カリウム値が低値を示した場合、致死的不整脈の出現などの恐れがあります。迅速な治療が必要ですが、添付文書(40mEq/L以下の濃度 且つ 20mEq/時間以下の速度 且つ 100mEq/日以下の投与量)の制限範囲内で補正した場合、低カリウム血症を十分に補正できなかったり、水分過多で心不全や肺うっ血が進行し、最悪の場合命に関わる恐れがあります。これを避けるためには添付文書を超えた濃度や補正量が必要になります。当院では診療科・使用場所・使用条件を決めて適応外使用することを認めています。
- 予想される不利益：予想より血清カリウム値が上昇することがあり、それによる不整脈や心不全の可能性があります。これら避けるため、心電図モニターをはじめとするモニター監視・頻回のカリウム値の確認を行っています。高濃度カリウムによる静脈炎が起こることもあり、必ず中心静脈カテーテルより投与しています。投与時のダブルチェックを必須とし投与時のカリウム製剤の取扱いにも細心の注意を払っています。